議　　第　　４５　　号

令和 ３ 年 ２ 月１９日提出

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第１５号)の一部を次のように改正する。

第７条第４項中「１００分の１３０」を「１００分の１２７．５」に改める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（提出理由）

会計年度任用職員の期末手当の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第１５号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第７条　任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対し、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。 ２・３　〔略〕 ４　期末手当の額は、期末手当基礎額に**１００分の１２７．５**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間を基準として人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。 ５・６　〔略〕 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第１７条　任期の定めが６箇月以上かつ１週間当たりの勤務時間が１５時間３０分以上のパートタイム会計年度任用職員には、期末手当を支給する。 ２　第７条の規定は、前項のパートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給について準用する。ただし、日額又は時間額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当基礎額の算定については、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従い決定する。	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第７条　任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対し、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。 ２・３　〔略〕 ４　期末手当の額は、期末手当基礎額に**１００分の１３０**　を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間を基準として人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。 ５・６　〔略〕 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第１７条　任期の定めが６箇月以上かつ１週間当たりの勤務時間が１５時間３０分以上のパートタイム会計年度任用職員には、期末手当を支給する。 ２　第７条の規定は、前項のパートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給について準用する。ただし、日額又は時間額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当基礎額の算定については、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。